

添付書類一覧

番 号	書類・図面名	根 拠 (採石法施行規則 第8条の15)
1	採石業者登録証の写し等	5号
2	岩石採取場土地調書	11号
3	土地の登記事項証明書	〃
4	公図の写し	〃
5	採取権限関係の書類（写し）	7号
6	他行政庁の許認可関係書類（写し）	8号
7	資金計画書	10号
8	岩石採取場位置図（1/50,000）	1号
9	岩石採取場周辺状況図（1/3,000～1/5,000）	2号
10	採掘に係る実測平面図（1/500又は1/1,000）	3号
11	採掘に係る実測横断面図（9と同縮尺）	4号
12	採掘に係る実測縦断面図（9と同縮尺）	〃
13	岩石採取場面積計算書（図）	11号
14	岩石採取区域面積計算書（図）	〃
15	岩石採取量計算書（岩石の採取期間に係る岩石採取量に関する計算書）（申請期間）	〃
16	岩石分析表（写し）	〃
17	製品規格試験表（写し）	〃
18	採掘規格図（縮尺任意）	〃
19	垂直残柱の強度計算書	〃
20	採掘機械一覧表	〃
21	発破規格図	〃
22	破碎選別系統図	〃
23	破碎設備、選別機械一覧表	—
24	場内運搬系統図（縮尺任意）	11号
25	運搬機械一覧表	—
26	災害防止計画書（図）	
26-1	災害防止計画書（土地の崩壊、亀裂、陥没、転落石等防止措置）	11号
26-2	〃（騒音災害の防止措置）	〃
26-3	〃（振動災害の防止措置）	〃
26-4	〃（粉じん災害の防止措置）	〃
26-5	〃（飛石災害の防止措置）	〃
26-6	〃（汚濁水の流出防止措置）	〃
26-6-1	————— 汚濁水処理系統図（水洗水、降雨水等）	〃
26-6-2	————— 集水面積計算書（図）	〃

26-6-3	----- 汚濁水処理施設設計書及び図面	”
26-6-4	----- 排出水分析表	”
26-7	災害防止計画書（廃土・廃石・脱水ケーキの流出防止措置）	11号
26-7-1	----- 廃土、廃石発生量計算書	”
26-7-2	----- たい積場設計書及び図面	”
26-7-3	----- 土留施設設計書及び図面	”
26-7-4	----- 埋立用地等確保書面（図）	”
26-8	災害防止計画書（採取跡の措置）	”
26-9	災害防止計画書（道路汚損防止措置）	”
27	地質図	”
28	岩石賦存量計算書（開発区域全体に係る岩石賦存量計算書） （全体）	”
29	試すい柱状図	”
30	全体計画図（開発区域全体に係る計画図）	”
31	搬出経路図	9号
32	業務管理者調書	11号
33	参 考	
33-1	参 考（現場写真）	11号
33-2	”（私道通行同意書（写し））	”
33-3	”（地元協定書等（写し））	”
33-4	”（漁業関係者同意書等（写し））	”
33-5	”（境界確認書（写し））	”
33-6	”（隣接土地所有者の同意書（写し））	
33-7	”（鉱業権者との協議書等（写し））	”
33-8	”（埋戻し土砂等確保書面）	”
33-9	”（搬出計画書）	11号
33-10	”（岩石の採取及び採取場跡地の整備に係る工程を示す書面）	11号
33-11	”（岩石採取跡措置保証書）	”
33-12	”（岩石採取認可期間特例承認書（写し））	”
33-13	”（その他）	”

1. 19（坑内掘りの場合）及び33（参考）については、必要に応じて添付するものとする。
2. 33-11を提出する場合で、保証人が採石業者又は建設業者であるときは、以下の書類も添付すること。
 - ・保証書提出前3月以内に求めた保証人の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）
 - ・印鑑証明書（法人の場合は代表者のもの）
 - ・保証人が（現在認可中の）採石業者であること又は建設業者であることを証明する書面

添付書類作成要領

① 採石業者登録証の写し等

(法第 32 条の登録を受けていることを示す画面)

県知事の採石業者登録証の写し及び登録事項変更通知書等の写し。

② 岩石採取場土地調書

岩石採取場の区域の各筆について、地番、地目、面積、土地所有者等を記載した別添様式 1 による調書を作成し、添付すること。

③ 土地の登記事項証明書

(ア) 岩石採取場全体（採取区域だけではない）の地番について、正本だけに添付する。後述の様に採取の権限が土地所有権（申請者自身の土地）である地番については、「採取権限関係の書類」と兼ねることとし、この場合副本には写し（コピー）を添付することができる。

(イ) 申請日以前 3 ヶ月以内に求めたものであること。

④ 公図の写し

(ア) 採取場に係る土地の公図写し（法務局出張所等で求める）。

(イ) 採取場の境界線を表示する（黄緑線）。

(ウ) 採取場内及び周辺に国土交通省所管公共用財産（里道＝赤線、水路＝青線）が存在する場合は、これらを表示する（赤色、青色）。

(エ) 公図が現状と一致する場合（例えば、地籍図等）は、採取場隣接地の 1 筆毎の地番、地目、面積、所有者名を記入することが望ましい。

⑤ 採取権限関係の書類

(岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面)

(ア) 申請者が所有する土地で採石を行う場合は、当該土地に係る土地（不動産）登記簿謄本（申請日以前 3 ヶ月以内に求めたもの）。正本については②と兼ねるので副本に（写しでもよい）添付すること。

(イ) 他人の土地で採石を行う場合は、土地所有者その他当該土地に関し、第三者に対抗する権利を有する者（土地所有権者、地上権者、抵当権者等）と申請者の間の当該土地において岩石を採取する旨等を内容とした契約書又は同意書の写し。必ず当該土地所在地（地番まで表示。一部分の土地の契約等の場合は、その部分を表示した書類を添付すること。）、契約者、契約期間、契約日の入ったものとする。

(ウ) 規則に規定する「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買の予約が成立している場合における予約契約書等の写し、また、土地の購入又は岩石の採取について地権者の同意書の写し等をいう。

(エ) 契約者と土地登記簿謄本の所有者が違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書類を添付すること。

(オ) 共有地の場合は共有者全員との契約（委任状等）であること。

(カ) 契約期間は申請期間に見合ったものであること。

(キ) 官（公）有地の場合には所管官庁の岩石採取についての証明書（貸付、借用あるいは払下げ等）を添付すること。

(ク) 採石権に基づき採石を行う場合は、その権利を証する書面を添付すること。

⑥ 他行政庁の許認可関係書類

（岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面、又は受ける見込みに関する書面）

(ア) 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁に許認可等を必要とする場合は、その処分を受けていることを示す書面（その行政庁が発行した証明書又は許可証、認可証、許可通知書等の写し）を添付すること。この場合処分があったか否かを示すだけでなく、その処分の内容（例えば採取の数量、採取の期間）を示す書面であること。

(イ) 「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可・認可その他の処分を受けるために申請書等の写しをいう。ただし、この場合は、正式に処分（許可・認可等）があった場合その写しを提出すること。

(ウ) 別途様式2に基づく調書を作成し、該当するものに関し、上記の書類を添付すること。

⑦ 資金計画書（採取跡における災害防止のために必要な資金計画を記載した書面）

(ア) 採取計画に定められているのり面保護工事、植栽等の採取跡における災害の防止のための措置の実施に必要な工事費用を記載すること。

(イ) その工事費用の確保の方法を記載すること。

(ウ) 様式は任意とするが、様式5を参考とすること。

⑧ 岩石採取場位置図

（岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図）

(ア) 縮尺は必ず5万分の1とし、方位・縮尺を記入すること。

(イ) 採取場の位置を赤○印で示し、採取場名を記入すること。

(ウ) できるだけ国土地理院発行の地形図を利用すること。

(エ) 採取場と搬出する国道又は県道との距離が長く、かつ、後述する「搬出経路図」と合わせて「搬出経路図」とする場合以外は、「搬出経路図」と兼ねることができない。

⑨ 岩石採取場周辺状況図

（岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面）

(ア) 地形の状況がわかる縮尺3千分の1～5千分の1のものとする。（森林基本図又は都市計画基本図を利用するのが便利である。）

(イ) 縮尺及び方位を記入すること。

(ウ) 採取場境界線を表示する。（黄緑色。必ず閉じること。）

(エ) 申請する期間内の採取区域（表土除去だけの区域も含む。）（赤色）、廃土又は廃石のたい積場の位置（茶色）及び災害防止施設の設置場所（青色他）を表示すること。プラント位置も表示することが望ましい。

- (オ) 岩石採取場並びにその周辺 300 メートル(採取場の外縁から)の範囲内に存在する河川、道路、その他公共の用に共する施設(鉄道、橋、ダム、公園、学校、病院等)、家屋その他建物の位置及び農地、農林業等の産業用施設等を記載し、その名称も記入すること。
- (カ) 採取場の中心から 100 メートル、200 メートル、300 メートル、400 メートル、……の円((オ)に示した施設等がすべて含まれる円とする。)を記入すること。
- (キ) 凡例、採取場名(申請者)を記載すること。
- (ク) 後述の「搬出経路図」と兼ねてもよい。

⑩ 採掘に係る実測平面図

(掘採に係る土地の実測平面図)

- (ア) 縮尺は 500 分の 1 又は 1,000 分の 1 を原則とする。
 - (イ) 縮尺及び方位を記入すること。
 - (ウ) 他の図面と兼ねることができない。
 - (エ) 測量士が測量したものでなくてもよいが、地形の状況が詳しくわかる実測したものであること。
(等高線は 2 メートル間隔を原則とする。)
 - (オ) 採掘方法その他技術的には「採石技術指導基準書(平成 15 年版)」の内容を満足したものであること。
 - (カ) 採取場に限らず、周辺(境界線より最低 20 メートル)の地形の状況がわかるものであること。なお、近接する道路、建物、河川等についても記載すること。
 - (キ) 採取場の境界線(黄緑色)を記入すること。(必ず閉じること。)
 - (ク) 採取場の土地の地番を区分し、地番を記入すること。
 - (ケ) 原石・製品置場、廃土・廃石等のたい積場、法定認可標識、周囲外柵等、出入口、プラント、沈殿池その他災害防止施設(排水路含む)、火薬庫等の位置及び掘削方向を記載すること。
 - (コ) 採取場境界杭の位置及び番号(ナンバー)を記載すること。
- (露天掘りの場合)
- (ア) 保全距離線を記載する。なお、保全距離 = 5 メートルではなく、最終的に採取しない区域を保全区域とする。
 - (イ) 表土を除去しようとする(計画)区域を記載する(茶色)。
 - (ウ) 申請する期間内における岩石採取計画区域を表示する(赤色)。
 - (エ) 縦断面線、横断面線及びそれらの番号を記載する。(掘削方向を縦断面、それと直交する方向を横断面とする。)これらは両側の境界線の外側まで記載すること。
 - (オ) 横断面線は概ね 20 メートル間隔にとる。縦断面線は採取計画区域のほぼ中央に必ず 1 本はとり、数、間隔は必要に応じてとること。
 - (カ) 断面線は互いに垂直であることを原則とするが、地形が複雑な場合は、地形の状況が判読できるよう適宜とること。

(キ) 登板道（計画も含む。）、計画ベンチの位置を記載すること。

(ク) 採取場隣接地の地番、地目、面積、所有者名を記入し、それらの境界も記載すること。

(坑内掘りの場合)

(ア) 申請する期間内における採取計画区域を表示する（赤色）。

(イ) 縦断面線、横断面線を記載する。（掘進方向を縦断面、それと直交する方向を横断面とする。）

(ウ) 断面線の間隔は露天掘りの場合と同じとするが、同規格の場合は、変化のある部分ごとに記載してよい。

(エ) 抗口位置、坑道の支保、通気について記載する。

⑪ 採掘に係る実測横断面図

（採掘に係る土地の実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。）

(ア) 縮尺を記載すること。

(イ) 縮尺は「掘採に係る実測平面図（⑩）」と同一とすること。

(ウ) 垂直方向と水平方向の縮尺は同一とすること。

(エ) レベル（海拔）を記載すること。

(オ) 最終採取計画地盤面及び最終残壁計画を記載すること。

(カ) 申請する期間内における採取計画区域を表示する（赤色）。

(キ) 採取量計算はこの図によって行うので、平面図及び次に述べる縦断面図と正確に合致するよう（垂直・水平方向とも）作成すること。また、平面図の断面線番号とこの断面線番号を合致させること。

(ク) 申請する期間内の岩石採取量計算基礎を記載すること（CA'）。なお、断面積計算に三斜法を用いた場合は寸法線及び寸法はそのまま記載しておくこと（小数点以下1位止め）。

(ケ) 全体の（申請する期間内を含む）岩石採取可能量計算基礎を記載すること（CA）。

(コ) 縦断面線位置及び番号を記載すること。

(サ) 両端の土地境界線を記載すること。なお、境界線の外側についてもある程度記載すること。

(シ) 近接する施設等の位置についても記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 保全区域を表示すること（両側とも）。

(イ) 申請する期間内における表土除去計画区域を表示する（茶色）とともに平面図、縦断面図と合わせること。

(ウ) 申請する期間内（CA'）及び全体（CA）の表土除去量計算基礎を記載すること。

(坑内掘りの場合)

(ア) 天盤の有効厚さを記載すること。

(イ) 掘採箇所を上下2段以上設ける場合は垂直残柱の中心線及び水平残柱の厚さを記載すること。

(ウ) 坑口の位置、坑道の支保及び通気について記載すること。

⑫ 採掘に係る実測縦断面図

(掘採に係る実測縦断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。)

(ア) 縮尺を記載すること。

(イ) 縮尺は「掘採に係る実測平面図 (⑩)」と同一とすること。

(ウ) 垂直方向と水平方向の縮尺は同一とすること。

(エ) レベル (海拔) を記載すること。

(オ) 最終採取計画地盤面及び最終残壁計画を記載すること。

(カ) 申請する期間内における採取計画区域を表示する (赤色)。

(キ) 平面図 (水平方向)、横断面図 (垂直方向) と正確に合致すること。また、平面図の断面線番号とこの断面線番号を合致させること。

(ク) 横断面線の位置及びその番号を記載すること。

(ケ) 両端の土地境界線を記載すること。なお、境界線の外側についてもある程度記載すること。

(コ) 近接する施設等の位置についても記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 保全区域を表示すること (両側とも)。

(イ) 申請する期間内における表土除去計画区域を表示する (茶色) とともに平面図、横断面図と合わせること。

(坑内掘りの場合)

「掘採に係る実測横断面図 (⑪)」の項に同じ。

⑬ 岩石採取場面積計算書 (図)

(ア) 岩石採取場 (境界線で囲まれる区域) の面積を原則として座標法又は三斜法により計算し、その面積計算を記載すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

(イ) 図面は「掘採に係る実測平面図 (⑩)」と同一の縮尺が望ましい。

(ウ) 境界杭の位置及びその番号を記載すること。

⑭ 岩石採取区域面積計算書 (図)

(ア) 申請する期間内の岩石及び表土の採取 (除去) 計画区域の面積を原則として座標法又は三斜法により計算し、その面積計算を記載すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

(イ) 図面は「掘採に係る実測平面図 (⑩)」と同一の縮尺が望ましい。

⑮ 岩石採取量計算書 (申請期間)

(ア) 申請する期間内の岩石採取量を「掘採に係る実測横断面図 (⑪)」で求めた数値 (CA') により計算する。

(イ) この数値 (容量、立方メートル) に原石の比重を乗じて採取量 (重量、トン) を算出す

る。

計算の結果小数点以下の端数が生じた場合は小数点以下を切り上げること。

⑯ 岩石分析表

(ア) 火成岩（花こう岩～玄武岩）については、岩石の種類、性質等を知るために次の成分を分析し、その表（写し）を添付することが望ましい。

SiO₂, Al₂O₃, FeO, Fe₂O₃, CaO, MgO, Na₂O, K₂O 等

(イ) 付近に鉱山（休廃止鉱山も含む。）がある場合等には、岩石及び表土について、次の成分を分析し、その表（写し）を添付することが望ましい。

Cd, As, Cu, Pb, Zn

⑰ 製品規格試験表

(ア) 岩石の比重を試験し、その表（写し）を添付すること。

(イ) 砕骨材（路盤用、生コン用、アスコン用等）の場合は次の項目について試験し、その表（写し）を添付すること。

吸水量、安定性、すりけり減量

⑱ 採掘規格図

(ア) 決定した採掘方法を進めていくための採掘の型すなわち単位となる採掘法を図化する。

(イ) 任意の縮尺とするが、「掘採に係る実測横断面図 (⑪)」又は「掘採に係る縦断面図 (⑫)」の内の代表的な断面を用い、掘削順序を記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 表土除去と岩石採取区域との関係を示すこと（表土除去の先行）。

(イ) 段階採掘法の場合は、段階の高さ、幅、掘削面の勾配を示すこと。

(ウ) その他の採掘法においても、同様の項目等について示すこと。

(坑内掘りの場合)

(ア) 天盤の有効厚さ及び表土の厚さを示すこと。

(イ) 中断採掘法、柱房式採掘法の場合は採掘幅、高さ、長さ及び垂直残柱の幅について記載すること。

(ウ) 残柱式採掘法の場合は採掘高さ、幅及び垂直残柱の幅について記載すること。

(エ) 掘採箇所を上下2段以上とる場合は、水平残柱の厚さを示すこと。

⑲ 垂直残柱の強度計算書

残柱のある坑内掘りの場合、添付すること。

⑳ 採掘機械一覧表

申請書の「掘採手段」の欄に書ききれない場合に添付すること。

㉑ 発破規格図

(ア) 火薬類を使用する場合に添付すること。

(イ) 任意の縮尺とする。

(ウ) 通常の場合における穿孔の径・長さ・方向及び1孔当たりの装薬量についての規格を図

化すること。

(エ) 火薬類（火薬、爆薬、AN-FO、火工品）の種類別に、通常の場合の発破1回当たりの使用量、1カ月の最大使用回数及び最大使用量並びに年間使用量について記載すること。

⑳ 破碎選別系統図

(ア) 破碎設備、選別機械がある場合に添付すること。

(イ) 設備配置図（平面図、任意の縮尺）及びフローチャートで、原石から製品に至るまでの機械工程を図化し、名称一覧表を記載すること。

(ウ) 水洗の場合は、用水の循環使用・排水の別、使用水量（1日当たりの平均使用水量）及びその取水源ごとの取水量を記載すること。

㉑ 破碎設備、選別機械一覧表

申請書の「破碎設備」「選別設備」の欄に書ききれない場合に添付すること。

㉒ 場内運搬系統図

(ア) 任意の縮尺とする。「掘採に係る実測平面図（⑩）」の原紙を使用することが望ましい。

(イ) 切羽、原石ホッパー、製品置場等採取場内における、運搬、積込み系統を図示すること。

(ウ) 平面図の原紙を利用した場合は、後述する「汚濁水処理系統図」「災害防止計画書（図）」と兼ねることができる。

㉓ 運搬機械一覧表

申請書の「運搬機械」の欄に書ききれない場合に添付する。

㉔ 災害防止計画書（図）

(ア) 「採石技術指導基準書（平成15年版）」の基準、他法令の基準及び各種行政庁の指示等により災害防止対策を講ずる場合に、その計画書（災害防止方法についての説明書、施設を設置する場合にはその設計図、計算書等）を添付すること。

(イ) 施設については、「掘採に係る実測平面図（⑩）」、「周辺状況図（⑨）」及び「災害防止計画図（㉔-〇）」にその設置位置を正確に表示すること。

(ウ) 申請書にも記載することとなっているが、その詳細な説明とすること。

㉔-1 災害防止計画書（土地の崩壊、亀裂、陥没、転落石等防止措置）

(ア) 「表土崩壊防止柵」「転落石防護壁」等の設計図、構造図等を添付すること。

(イ) 坑内掘りにおいては、「採掘跡の充填方法」「坑道の支保状況」についての説明図を添付すること。

㉔-2 災害防止計画書（騒音災害の防止措置）

騒音発生源を示す図面及びその防止施設設置図・構造図等を添付すること。

㉔-3 災害防止計画書（振動災害の防止措置）

振動発生源を示す図面及びその抑制措置についての説明書等を添付すること。

㉔-4 災害防止計画書（粉じん災害の防止措置）

粉じん発生源を示す図面及びその防止施設設置図・構造図等を添付すること。

㉔-5 災害防止計画書（飛石災害の防止措置）

- (ア)「飛石防護網」等の設置図・構造図等を添付すること。
- (イ)小割発破を行う場合は、災害防止施設について図示すること。
- (ウ)適正装薬量の算出についても記載すること。

②⑥-6 災害防止計画書（汚濁水流出防止）

次の書類を添付すること。

②⑥-6-1 汚濁水処理系統図

- (ア)汚濁水の発生する原因別（水洗水、降雨水等）に作成すること。（図面は兼ねてもよい。）
 - (イ)水洗汚濁水については、発生箇所から場外排水直後の施設まで記載すること。
 - (ウ)降雨水については採取場全体に係る集水区域の図面（500分の1～2,000分の1）を作成し、次の項目について記入すること。
 - (i)縮尺、方位
 - (ii)採取場境界線（黄緑色）、採取申請区域（赤色）及び現況
 - (iii)掘採箇所上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のための設置した施設（ダム、沢水排水路、山腹排水路等）の状況
- ※集水区域が大きい場合は、採取場だけの図面と全体の図面（5,000分の1まで）に分けてもよい。
- (エ)汚濁水処理施設（沈殿池、調整池、沈砂池、污水处理機、排水路等）を示し（青色）、施設名、番号を記載すること。
 - (オ)流水方向を矢印で示すこと。
 - (カ)場内湧水を汚濁することのないよう場外へ排出するための施設について示すこと。

②⑥-6-2 集水面積計算書（図）

- (ア)降雨による集水面積を計算すること。
- (イ)図面の縮尺は原則として5,000分の1までとする。

②⑥-6-3 汚濁水処理施設設計書及び図面

- (ア)任意の縮尺とする。
- (イ)各施設ごとに作成することとし、「汚濁水処理系統図（②⑥-6-1）」の施設番号と合わせることを。
- (ウ)汚濁水発生量及びその計算基礎について記載すること。各施設はこの量を処理できる能力をもつこと。
- (エ)降雨による汚濁水の発生量については計算により求めること。
- (オ)各施設の構造を示す設計書であること（平面・断面図）。
- (カ)沈殿物等の処理方法について記載すること。
- (キ)「水質汚濁防止法」の適用を受ける場合には、排水基準を満足することが可能な旨を説明した書類を添付すること。
- (ク)沈殿池等危険防止の必要のあるものは、防護柵等の設置状況についても記載すること。

㊦-6-4 排出水分析表

汚濁水処理後の水質（SS、PH、Cu、Cd、AS、Pd、Zn等）について、その検査結果を示す表（写し）を添付すること。

㊦-7 災害防止計画書（廃土、廃石、脱水ケーキの流出防止措置）

次の書類を添付すること。

㊦-7-1 廃土、廃石、脱水ケーキ発生量計算書

（ア）表土（風化層を含む。）の量を算出すること。これは、実測平面図・断面図を利用し、トレンチング、ボーリング等を行って実際の表土の厚さを求めて計算する。

（イ）容量（立方メートル）で表すこととし、掘採に伴う変化率を乗じた数値も示すこと。

（ウ）プラント等から発生する廃石（ダスト等）量を算出すること。

（エ）汚濁水処理施設（沈殿池、プレス等）から出される廃土石量を算出すること。

（オ）その他事業に伴って発生する廃土、廃石の量を記載すること。

㊦-7-2 たい積場設計書及び図面

（ア）一時たい積場を含む。

（イ）たい積場の位置（離れている場合）、たい積場の周囲及び下流の状況（地形、道路、農業施設、流入のおそれのある水路、農地、家屋等）のよくわかる図面を作成すること。（平面図と別図としてもよい。周辺状況図と兼ねてもよい。）

（ウ）たい積場全体を示す実測した平面図、縦断面図、横断面図を作成すること。これらには、たい積前の地盤、既たい積地盤及び完了予定地盤（点線）を必ず記載すること。

（エ）上記平面図、断面図を利用して容量を算出し、計算書（説明書）を添付すること。なお、今後のたい積可能性が前述の廃土、廃石発生量（変化率を乗じた後のもの）以上であること。

（オ）平面図と（イ）の図面を別にした場合は、近接の物件について平面図に示すこと。

（カ）平面図及び断面図に「土留施設」及び「暗きょ」について表示すること。

（キ）断面図にはたい積の方法及び順序を示すこと。

（ク）完成した（たい積後の）状態における安定計算を行うこと。

（ケ）たい積場内へ流入するおそれのある水の排水施設の設計書及び図面を添付すること。

㊦-7-3 土留施設設計書及び図面

（ア）たい積物の流出のおそれのある場合には必ず設置すること。

（イ）施設は、地震力、土圧を考慮して設置し、「採石技術指導基準（平成15年版）」に基づき設計することを原則とする。この設計書及び図面を添付すること。

㊦-7-4 埋立用地等確保書面（図）

廃土、廃石を埋立地等へ搬出する場合には、埋立用地の確保状況及び埋立容量について説明した書面及び図面を添付すること。

㊦-8 災害防止計画書（採取跡の措置）

（ア）採掘が終了する部分（特に残壁）について、その措置計画を平面図及び断面図に示すこ

と。

(イ) 各種措置計画について、種類ごとにその区域を平面図に示すこと。(多くある場合は、色分けするとよい。)

(ウ) 植栽、危害防止については、その設計図(拡大図)を添付すること。

(エ) 最終措置については、残壁計画(保全区域の土留工)、計画地盤、緑化計画、整地計画、跡地計画、立入禁止柵、坑口閉そく等を示すこと。

②6-9 災害防止計画書(道路汚損防止措置)

(ア) 搬出にあたっては、採取場区域から出るまでに道路汚損防止措置を講じる必要があるため、必要な措置(例:洗車ピット、舗装等)を記載した資料を添付すること。(汚損をしないための措置であり、汚損した場合の措置ではないことに注意すること。)

なお、認可申請書(様式第15)「9 岩石の採取に伴う災害防止に関する事項」に併記した場合は、添付省略できるものとする。

(イ) 道路汚損防止措置を行った位置を記入した図面を添付すること。「③1 搬出経路図」に記入してもよい。

②7 地質図

(ア) 岩石採取場及び周辺の地質状況を2,000分の1程度の図面にまとめること。断面図を添付することが望ましい。(専門の会社等を利用するのが便利である。)

(イ) 断層の状態、堆積岩にあつては走行、傾斜、火成岩にあつては主な節理の方向を記入すること。

②8 岩石賦存量計算書

岩石採取場において、申請する期間を含めた全体の可採岩石(実際に掘採が可能である岩石)の賦存量を算出し、計算書を添付すること。(平面図(⑩、③0)断面図(⑪、⑫、③0)を利用する。)

②9 試すい柱状図

試すいを行った場合は、その位置を示す図面及び柱状図を作成すること。

③0 全体計画図

(ア) 採取場における採掘終了までの時期(2~3年を1期とする)採取計画と平面図、断面図に記載すること。

(イ) 縮尺は、「掘採に係る実測平面図(⑩)」、「掘採に係る実測平面図(⑪、⑫)」と同一とする。

(ウ) 横断線、縦断線は1本以上とし、2本以上の場合、間隔は適宜とする。

③1 搬出経路図

(岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面)

(ア) 縮尺は5,000分の1程度とすること。ただし、採取場から県道又は国道までの距離が長い場合、はみ出す部分について50,000分の1としてもよい。

(イ)「岩石採取場周辺状況図(⑨)」(はみ出す部分については「岩石採取場位置図(⑧)」と兼ねてもよい。

(ウ)国道又は県道に至るまでの経路を朱書きで記載し、関係する路線名(町道〇〇線等)を記入すること。

(エ)搬出経路に私道がある場合は、地番及び所有者を記載し、通行権限を有することを証する書類(契約書等)の写しを添付すること。

③② 業務管理者調書

1人の業務管理者が数ヵ所の採取場の業務を管理する場合は、別添様式3により作成すること。なお、県から指示のあった場合も同様とする。

③③ 参 考 (以下の書類は、必要に応じて添付すること。)

当該岩石採取場の状況によって、次に示す書類を添付すること。

③③-1 参 考 (現場写真)

(ア)申請区域が全体的に観察できる現場写真で、採取区域を記載すること。

(イ)大きさは任意とするが、台紙に貼り、説明書きを記載すること。

③③-2 参 考 (私道通行同意書)

「搬出経路図」(③①)の項(エ)で示した書類とする。

③③-3 参 考 (地元協定書等)

採取、運搬等について地元市町村、地元自治会等と協定、覚書を締結している場合は、その写しを添付すること。

③③-4 参 考 (漁業関係者同意書等)

採取に伴う汚濁水等により、漁業権との調整が必要な場合は、漁業関係者の同意書の写しを添付すること。

③③-5 参 考 (境界確認書)

(ア)採取場関係土地所有者と隣接土地所有者が異なる場合は、隣接土地所有者との境界確認書を添付すること。

(イ)採取場関係土地所有者と隣接土地所有者が同一の場合は、土地所有者との採取区域確認書を添付すること。

(ウ)隣接土地が公有地(道路、河川等)の場合はその管理者との境界確認書を添付すること。

③③-6 参 考 (隣接土地所有者等の同意書(写し))

採取場に近接して人家、農地、鉄塔等がある場合は、関係者の同意書の写しを添付すること。

ただし、正当な理由があつて同意書が提出できない場合は、その理由と事故があつた場合における責任を明確にした誓約書をもって同意書に替えることができるものとする。

③③-7 参 考 (鉱業賢者との協議書等)

採取場が鉱業法に定める鉱区と重複する場合、その鉱業賢者との協議書等の写しを添付すること。

③-8 参 考 (埋戻し土砂等確保書面)

採取後、埋戻しを必要とする場合（露天掘り、坑内掘り共）は、埋戻しの土砂等が確保されていることを証する書類を添付すること。

③-9 参 考 (搬出計画書)

搬出に関し、特に問題となる場合は、別添様式4により作成すること。

③-10 参 考 (岩石の採取及び採取場跡地の整備に係る工程を示す書面)

岩石の採取及び採取場跡地の整備について、工程（スケジュール）を示す書面を添付すること。様式は任意とする。

③-11 参 考 (岩石採取跡措置保証書)

(ア) 岩石採取跡措置保証書を原則として添付すること。（添付されない場合は、採取の期間が添付された場合より減となる。）

(イ) 保証人については、採石業の適正な実施の確保に関する条例及び同条例施行規則による保証人の要件等を満たすこと。

③-12 参 考 (岩石採取期間特例承認承認書 (写し))

岩石採取期間の特例承認を受けた場合は、岩石採取認可期間特例承認期間書の写しを添付すること。

③-13 参 考 (そ の 他)

その他参考となる書類、必要と認められる書類等を添付すること。